

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

令和５年度に横浜市の消費生活総合センターで受けた電話や面談による消費生活相談件数は１万５００４件と依然として高止まりしており、特に高齢者が被害に遭いやすい点検商法に関する相談件数は過去９年間で最多の６３４件であり、令和４年度３９５件の約１．６倍となっている。

こうした消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や啓発、消費者教育など、地方消費者行政の充実強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金の推進事業分は令和７年度で活用期間が終わるため、交付金を利用し実施してきた相談体制の維持や啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念され、ひいては市民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

また、被害の防止、救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、セキュリティ対策ソフトやサーバー等のランニングコストなどは地方自治体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、政府におかれては、次の措置を行うよう強く要望する。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講ずること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
消費者庁長官

宛て

横浜市会議長

渋谷 健